

行政部門別常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

- 5月25日（月） 環境生活農林水産常任委員会
教育警察常任委員会
- 5月26日（火） 戦略企画雇用経済常任委員会
健康福祉病院常任委員会
- 5月27日（水） 総務地域連携常任委員会
防災県土整備企業常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

特別委員会活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

- ・人口減少対策調査特別委員会

2 活動計画について協議 < 6月1日（月） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、みえ県議会だよりを活用した提案募集など、どのような内容の調査を行うかなど）

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

□□□□委員会 活動計画書（平成27年5月～平成28年4月）

資料 1—3

平成〇〇年〇月〇〇日現在

様 式 例

1 所管調査事項

- ・〇〇〇〇について
- ・〇〇〇〇について
- ・〇〇〇〇について
- ・〇〇〇〇について

2 重点調査項目

- (1) △△△について
- (2) △△△について
- (3) △△△について

3 活動計画表

重点調査項目	平成27年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月
(1) △△△について (2) △△△について (3) △△△について	常任委員会 所管事項説明 (5/〇)	常任委員会 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/〇～〇)	県内調査	県内調査		常任委員会 議案、所管事項 の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/〇～〇)	予決分科会 決算認定議案、 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方 (11/〇～〇)	常任委員会 議案、所管事項 の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/〇～〇)			常任委員会 議案、所管事項 の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/〇～〇)	
執行部の主な予定												

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月〇日（日帰り）
- 8月〇日（日帰り）

重点調査項目を中心とした調査を行う。
重点調査項目を中心とした調査を行う。

(2) 県外調査

月 日～ 日

他県の先進的な取組等について調査を行うことができる。

委員長報告及び附帯決議の取扱いについての
委員長会議の申合せ事項

【平成 24 年 11 月 20 日 委員長会議決定】

委員長報告及び附帯決議の意義を鑑み、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告（以下「経過報告」という）を求めることとし、その取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

1 経過報告を求める事項

- (1) 委員長報告で特に言及した事項のうち、委員会が必要と判断したもの
- (2) 附帯決議を行った事項

2 経過報告を求める時期等

経過報告を求める時期は、委員長報告については委員会で協議し決定することとし、附帯決議については、原則、次の委員会とする。

また、経過報告を求める期間は、委員長報告あるいは委員会で採択した附帯決議の報告を行った本会議から概ね一年以内とする。

3 その他

毎年の役員改選後の委員会においても引き続き経過報告を求める必要があるものについては、遺漏のないよう委員長が引き継ぐものとする。

